

第 7 9 号議案

中野区基本構想審議会条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区長の附属機関として基本構想審議会を設置し、その所掌事項、組織等を定める必要がある。

中野区基本構想審議会条例

(設置)

第1条 中野区（以下「区」という。）の基本構想を改定するため、区長の附属機関として、中野区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、区の基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 公募による区民
- (2) 区内団体が推薦する者
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第2条の規定による答申をした時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、相当と認める者のうちから区長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(資料の提出等の要求)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。部会についても、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策室において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。
- 3 前項の規定は、部会の招集について準用する。この場合において、同項中「第6条第1項」とあるのは「第8条第6項の規定による読替え後の第6条第1項」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「区長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。